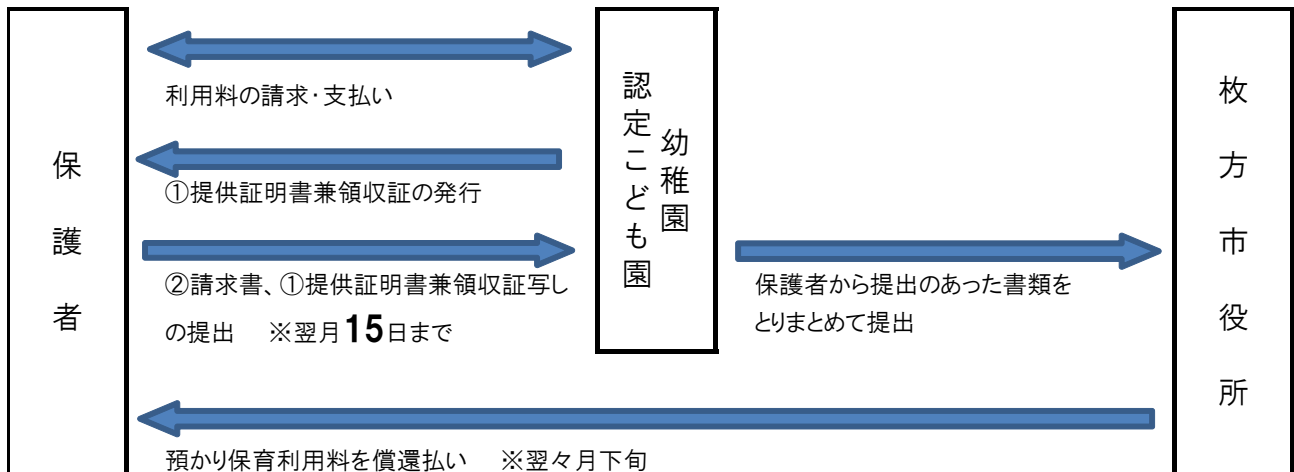


預かり保育利用料の請求方法について

幼児教育・保育の無償化による「預かり保育利用料」については、償還払いとなります。保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた方は、以下の要領で幼稚園を経由して、枚方市役所に請求してください。

利用・請求の流れ



提出書類

- 施設等利用費請求書（償還払い用） ※請求書(様式)・添付書類は園から受取り
添付書類：a 特定子ども・子育て支援**提供証明書兼領収証**
b 口座登録依頼書（初回請求時または登録口座を変更する場合のみ提出が必要）
※請求書は園からもらった添付書類 a を基に作成してください。

提出期限・支払いなど

下表のとおり、支払いは年4回です。利用月の区分毎に請求してください。請求が遅れた場合は、次の請求区分で請求してください（1枚の請求書で3か月分の請求可能）。

	預かり保育の利用月	幼稚園への提出期間	支払日
A	4・5・6月	7月1日～15日	8月下旬
B	7・8・9月	10月1日～15日	11月下旬
C	10・11・12月	1月1日～15日	2月下旬
D	1・2・3月	4月1日～15日	5月下旬

※書類提出期限が土日祝の場合は翌営業日とします。

※幼稚園によっては、預かり保育利用料支払いのタイミングなどから請求できる利用月が異なります。提出期間は変わりません。詳しくは、各幼稚園にお問い合わせください。

《問い合わせ先》